

10 臨床栄養師認定研修履修互換認定細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第7条第3項に規定する認定講座及び臨床研修として履修すべき研修科目・時間の一部に互換を認定する要件について、必要事項を定める。

(認定講座履修要件)

第2条 認定講座及び臨床研修として履修すべき研修科目・時間の一部に互換を認定する要件は、次のとおりとする。

- ① 第20回以降の管理栄養士国家試験合格者については、認定講座16時間の履修に互換させることができる。
- ② 日本病態栄養学会認定の「病態栄養専門師」及び日本糖尿病療養指導士認定機構認定の「日本糖尿病療養指導士」、日本静脈経腸栄養学会認定の「栄養サポートチーム専門療法士」の有資格者については、認定講座30時間及び臨床栄養師臨床研修実施細則第4条第3項第1号から第3号に規定する急性期病院の領域の臨床研修40時間（平成18年度以前の資格認定者については80時間）の履修に互換させることができる。ただし、上記の認定資格の取得については、一つに限るものとし、複数の申請は認めない。
- ③ 日本栄養士会 TNT-D 研修の修了者については認定講座40時間の履修に互換させることができる。
- ④ 日本栄養士会管理栄養士専門分野別人材育成事業栄養ケア・マネジメント指導者研修 Step1、Step2 の修了者については、認定講座32時間の履修に互換させることができる。
- ⑤ 慢性期医療認定講座の有資格者については、認定講座40時間に互換させることができる。
- ⑥ 全国老人福祉施設協議会栄養ケア・マネジメント研修（平成22年度以降）については、認定講座8時間に互換させることができる。
- ⑦ 神奈川県立保健福祉大学実践教育センター栄養ケア・マネジメント課程修了者は、認定講座100時間及び臨床研修760時間に互換させることができる。
- ⑧ 臨床栄養師研修施設の勤務者については、臨床栄養師臨床研修実施細則第4条第3項に規定する①～③の領域において栄養ケア・マネジメントの業務活動経験が2年以上あり、すでに業務目標が達成している者及び臨床栄養師研修委員会によって認められた者については、認定講座80時間の履修に互換させることができる。履修時間に互換しない認定講座20時間については、別途履修するものとする。臨床研修は700時間の履修に互換させることができる。この場合、臨床研修の内訳①急性期病院、②医療療養病床、回復期リハビリテーション、介護保険施設、③地域栄養活動のうち、勤務領域以外において50時間以上の臨床研修を履修し、それ以外は、勤務施設の監督責任者のもとで症例検討（1症例が20時間に相当）あるいは継続研修を受講（1日が20時間に相当）によって互換することができる。
- ⑨ 栄養サポートチーム研修修了者は、認定講座30時間、臨床研修10時間に互換することができる。
- ⑩ 臨床栄養師研修施設においてNCMリーダーの資格を有さない監督責任者であって、臨床栄

養師臨床研修実施細則第3条1項により臨床栄養師と同等以上の能力があると臨床栄養師研修委員会によって判定された者については、認定講座あるいは臨床研修に係る互換時間数は、本条⑳によって、臨床栄養師研修委員会が判断する。

- ⑪ 臨床栄養師研修施設において、監督責任者を除く臨床研修指導に充たる管理栄養士(ただし、1施設1名までとし、研修責任者(施設代表者)から推薦のあった者)についての認定講座あるいは臨床研修に係る互換時間は、本条⑳によって、臨床栄養師研修委員会が判断する。
- ⑫ 臨床栄養師養成を目的とした学会活動において臨床栄養師研修の講義を担当した者については、対象者1人1時間当たり、認定講座又は臨床研修20分間の履修に互換させることができる。
- ⑬ 臨床栄養師研修委員会等細則に規定する各委員会の委員としての活動が特に顕著であると理事長が認める者については、1年間の活動につき臨床研修60時間の履修に互換させることができる。
- ⑭ 学会の研究会、大会、分科会、地方会に終日参加した者については、1日あたり認定講座20時間に、口頭発表1回につき別に認定講座3時間の履修に互換させることができる。ただしNST研修科目への互換は認めない。
- ⑮ 学会の提示した症例検討については、1症例あたり認定講座20時間に互換させることができる。ただしNST研修科目への互換は認めない。
- ⑯ 査読のある学会誌に自著等が掲載された者については、原著の筆頭は20時間、原著の筆頭以外は5時間、総説の筆頭は30時間、総説の筆頭以外は8時間、研究報告の筆頭は10時間、研究報告の筆頭以外は5時間を、それぞれ認定講座又臨床研修の履修時間に互換させることができる。
- ⑰ 大学院生及び大学院生であった者(以下「大学院生」という。)については、臨床栄養師研修における大学院履修科目互換認定細則に基づき臨床栄養師研修委員会が認定した科目と時間数について互換させることができる。また大学院在学中に臨床研修900時間に相当する研修を実施した者については、当該時間の履修に互換させることができる。
- ⑱ 日本臨床栄養学会及び日本臨床栄養協会等から申請があった大会、研修等への参加については、臨床栄養師研修委員会が認定した時間数を認定講座の履修時間に互換させることができる。
- ⑲ 臨床栄養師認定講座実施細則第2条に規定する認定講座受託団体により臨床栄養師認定講座に相当する研修として申請があった研修については、臨床栄養師研修委員会が認定した時間数を認定講座の履修時間に互換させることができる。
- ⑳ 海外での正規の臨床栄養師等の資格を保有する研修生を含めて、履修互換の申請書(様式 第(履)ー01号)を提出した者については、臨床栄養師研修委員会が認定した時間数を認定講座の履修時間に互換させることができる。
- ㉑ 病棟・施設等において2年以上栄養ケア実務に従事している者については、臨床研修450時間に互換することができる。栄養ケア実務の基準は別途定める。
- ㉒ 前記①から㉑に規定された事項以外についての履修時間への互換については、臨床栄養師研修委員会が判断するものとする。

(履修互換の認定)

第3条 前条第1項から第20項に該当する者は、臨床栄養師認定研修履修互換認定申請書(様式第(履)ー01号)にて、認定研修の履修互換時間を申請することができる。

2 学会は、前条第1項第1号から第20号に規定する履修互換要件を満たしていると認められる者に対し、その旨を臨床栄養師認定研修・継続研修履修互換認定書(様式第(履)ー03号)にて通知するものとする。

(書類様式)

第4条 認定研修の履修互換に必要な書類等の様式については、臨床栄養師認定研修・継続研修履修互換書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第5条 認定研修の履修互換に係る費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、会則第3条第4号に規定する事業の開始の日から施行する。
- 2 この細則は、平成16年4月以降の事項について適用する。
- 3 この細則は、平成19年1月に改正され、平成20年4月より施行する。
- 4 この細則は、平成20年3月に改正され、平成20年4月より施行する。
- 5 平成22年4月1日以降に第2条③④を削除する。
- 6 平成24年4月1日以降に第2条⑦を削除する。
- 7 この細則は、平成22年6月に改定され、平成22年7月より施行する。
- 8 この細則は、平成29年6月に改定され、平成29年7月より施行する。
- 9 この細則は、平成31年3月に改定され、平成31年4月より施行する。
- 10 この細則は、令和2年3月に改定され、令和2年4月より施行する。